

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

公告

- 都市計画の変更……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の実施(八件)……(同)……一
- 建築基準法による一団地の区域………
- ……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……二

- 都市計画の案(五件)……(都市整備局都市づくりに政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……(産業労働局商工部地域産業振興課)……四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)……五

告示

●東京都告示第四百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画市場を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和元年九月十七日

- 一 都市計画の種類
東京都市計画市場
第一号東京都中央卸売市場築地市場
廃止する部分
中央区築地五丁目及び築地六丁目各地内
- 二 関係図書の縦覧
場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び中央区役所

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第四百五十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区西加平一丁目、西加平二丁目、六町一丁目及び六町四丁目各地内
- 四 測量の期間 令和元年六月十二日から令和二年三月十日まで

●東京都告示第四百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、港区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 港区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍測量に伴う図根点設置)
- 三 測量の区域 港区南青山四丁目地内
- 四 測量の期間 令和元年八月六日から令和二年三月四日まで

●東京都告示第四百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 測量の区域 江東区、江戸川区、墨田区、荒川区、足立区、葛飾区、北区及び板橋区各地内
- 四 測量の期間 平成三十一年四月二十二日から令和二年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査及び基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区南篠崎町一丁目、篠崎町三丁目及び篠崎町五丁目各区内
- 四 測量の期間 令和元年七月一日から令和二年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳作成及び基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区東小岩一丁目、東小岩二丁目、東小岩三丁目、東小岩四丁目、東小岩五丁目、東小岩六丁目、南小岩一丁目、南小岩三丁目、南小岩四丁目、南小岩八丁目
- 四 測量の期間 令和元年六月一日から令和二年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵村

山市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵村山市
- 二 測量の種類 公共測量(空中写真測量)
- 三 測量の区域 武蔵村山市地内
- 四 測量の期間 令和元年十二月十五日から令和二年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中野区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 中野区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点及び都市再生街区多角点改測)
- 三 測量の区域 中野区上鷺宮、若宮、白鷺、大和町、鷺宮一丁目、鷺宮三丁目、鷺宮四丁目、鷺宮五丁目、鷺宮六丁目、野方五丁目及び野方六丁目各区内
- 四 測量の期間 令和元年八月一日から令和二年三月十六日まで

●東京都告示第四百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区平和島六丁目及び北千束二丁目各区内
- 四 測量の期間 令和元年七月一日から同年十二月十三日まで

●東京都告示第四百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
大田区羽田空港二丁目の一部、同所 令和元年九月三十一番の一部、二番及び三番の一部並びに羽田空港三丁目一番の一部分、三番一から同番十四まで、同番十五の一部及び五番
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画臨港地区に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画臨港地区

東京港臨港地 削除する部分
中央区晴海五丁目地内

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び中央区役所

縦覧期間

公告の日から二週間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画地区計画

晴海地区地区 変更する部分
計画 中央区晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目及び晴海五丁目各々地内

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び中央区役所

縦覧期間

公告の日から二週間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画用途地域

商業地域 変更する部分

新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目

目各地内

- 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び新宿区役所

縦覧期間

公告の日から二週間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、町田都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
町田都市計画道路

三・四・六号 変更する部分
成瀬長津田線 町田市成瀬五丁目及び成瀬六丁目各々地内

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び町田市役所

縦覧期間

公告の日から二週間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画道路

幹線街路新宿副都心街路第四号線

変更する部分 新宿区西新宿二丁目地内

幹線街路新宿副都心街路第七号線

変更する部分 新宿区西新宿二丁目地内

幹線街路補助線街路第七十二号線

変更する部分 新宿区新宿三丁目地内

新宿駅付近広場第二号

廃止する部分 新宿区新宿三丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び新宿区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 コープ柴崎店
二 店舗所在地 調布市柴崎二丁目二番一号
三 設置者名 株式会社ジャパンエステート
四 設置者住所 大田区南千束二丁目二十七番八号
五 変更前の店舗名 コープとうきょう柴崎店
六 変更後の店舗名 コープ柴崎店
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 生活協同組合コープみらいほかに
八 変更前の小売業者の住所 練馬区石神井町四丁目一番三号(生活協同組合コープとうきょう)ほか
九 変更後の小売業者 埼玉県さいたま市南区根岸一丁目

添えて、令和元年九月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和元年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

の住所 五番五号(生活協同組合コープみらい)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名 山下 俊史(生活協同組合コープとうきょう)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 新井 ちとせ(生活協同組合コープみらい)ほか

十二 変更日 平成二十七年六月四日ほか

十三 届出日 令和元年八月十三日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 令和元年九月十七日から令和二年一月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 恵比寿ガーデンプレイス

二 店舗所在地 渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか

三 設置者名 サッポロ不動産開発株式会社ほか一名

四 設置者住所 渋谷区恵比寿四丁目二十番三号ほか

五 変更を行った設置者名 サッポロ不動産開発株式会社

六 変更前の設置者の代表者名 生駒 俊行

七 変更後の設置者の代表者名 時松 浩

<p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹ほか九名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹ほか九名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ファミリーマート</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所 豊島区東池袋三丁目一番一号</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所 港区芝浦三丁目一番二十一号</p> <p>十三 変更日 平成三十一年三月二十八日ほか</p> <p>十四 届出日 令和元年八月二十日</p> <p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 令和元年九月十七日から令和二年一月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>	
<p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年九月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>令和元年九月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 サンシャインシティ</p> <p>二 店舗所在地 豊島区東池袋三丁目一番一号ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社サンシャインシティほか一名</p> <p>四 設置者住所 豊島区東池袋三丁目一番一号ほか</p> <p>五 変更前の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか</p> <p>六 変更後の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか</p> <p>七 変更日 令和元年九月二十日</p> <p>八 届出日 令和元年八月十四日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和元年九月十七日から令和二年一月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	
<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和元年九月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 WATERS takeshiba(ウォーターズ竹芝)</p> <p>二 店舗所在地 港区海岸一丁目二十二番一ほか</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>四 意見 港区長</p> <p>ア 聴取者 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和元年八月二十八日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和元年九月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

